

## 茨木市高齢者緊急一時保護事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第9条第2項の規定に基づき、高齢者の緊急一時保護事業を実施することにより、高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の自己決定の尊重と権利の擁護に資することを目的とする。

### (実施体制)

第2 高齢者の緊急一時保護事業（以下「事業」という。）は、高齢者の緊急一時保護を行っている団体に委託して実施する。

### (事業の内容)

第3 事業は、次に掲げる内容とする。

- (1) 高齢者の受入れ
- (2) 受け入れた高齢者（第3において「入所高齢者」という。）に対する安全で衛生的なプライバシーに配慮された生活空間の提供
- (3) 入所高齢者に対する食事又は食材の提供
- (4) 入所高齢者に対する入浴及び被服の提供
- (5) 相談及び情報の提供
- (6) 行政機関等との面接のための入所高齢者の移送
- (7) 入所高齢者との速やかな連絡（夜間を含む。）
- (8) 関係機関との連絡

### (対象者)

第4 この事業の対象となる者は、おおむね65歳以上の者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 虐待を受けている又は受けるおそれのある者
- (3) 他の保護施設において、現に一時保護を受けていない者

### (緊急一時保護の申請)

第5 事業を利用しようとする者は、茨木市高齢者緊急一時保護事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、口頭で申請することができる。

### (緊急一時保護の決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて利用を決定し、申請者に対して茨木市高齢者緊急一時保護事業

利用決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、前項に規定する審査を行った場合において、緊急一時保護をすることが不相当と認めたときは、申請者に対し茨木市高齢者緊急一時保護事業利用却下通知書（様式第3号）により通知する。

（緊急一時保護の期間）

第7 緊急一時保護の期間は、対象者の生命又は身体の安全が確保できるまでの期間とする。

（委託先への通知）

第8 市長は、第6第1項の規定による利用を決定したときは、委託先に対して茨木市高齢者緊急一時保護事業利用決定者連絡書（様式第4号）により通知する。

（利用の取消し）

第9 市長は、虚偽その他不正の手段により緊急一時保護の決定を受けた者がいるときは、その者に対し当該決定を取り消し、入所施設から退去させることができる。

（秘密保持）

第10 この事業に関係する者は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月7日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

様式第1号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

茨木市高齢者緊急一時保護事業利用申請書

高齢者緊急一時保護事業の利用を次のとおり申請します。

1 理 由

2 希望する施設

様式第2号

茨 第        号  
年 月 日

様

茨 木 市 長

茨木市高齢者緊急一時保護事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市高齢者緊急一時保護事業の利用申請について、次のとおり決定したので通知します。

1 利用者の氏名・住所

氏名

住所

2 利用期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 入所施設名

様式第3号

茨 第        号  
年 月 日

様

茨 木 市 長

茨木市高齢者緊急一時保護事業利用却下通知書

年 月 日付で申請のあった茨木市高齢者緊急一時保護事業の利用については、次のとおり却下したので通知します。

却下の理由

様式第4号

茨 第 号  
年 月 日

様

茨 木 市 長

茨木市高齢者緊急一時保護事業利用決定者連絡書

次のとおり利用決定したので通知します。

1 利用者の氏名・住所・生年月日

氏名

住所

生年月日 年 月 日

2 利用期間

年 月 日から 年 月 日まで